

重大問題じゃないですか、私はそう思うのだ。あなたの方どう思われるか知らぬけれども、十人なら十人の人が寄って、そこにまず大体の目標は土地を出し合つて、その上に努力を調整して、いろいろな機械とか、あるいは他の施設をやつて共同で行動していくのだ、何かの都合でおれいやだからといってほんとやめたとしたらば、それはどうなる、先般も私はそれを出した。そういうことになったならば、せつかくの法人組織による協業というものはくずれてくるじゃないか。そういうものの制限というものをさらに規定してないかという事は、私は一大欠陥じゃないかと思う。

○政府委員(坂村吉正君) 御指摘でございます。いまは、協業をやろうというふうなことで、たとえば農業組合法人を作りました場合におきまして、協業というふうなものは、ほんとうにその気になって自主的な者が自主的に集まつて、そういう一筋の経営に持つていこう、こういう意思がなければ、なかなかこれはうまくいかないのをごさいます。そういう関係で、一応農事組合法人という新しい制度も農業協同組合法と同じ精神で、加入脱退自由という考え方で一応考えたわけでございす。ですから、したがって、とてつてもいやな者を無理に法律で縛りまして、お前は一緒になつて経営するのだ、こういうことになりまして、これは協業自体の動きがなくなるのではないかと思つておりました。そういう場合には、それに応じていやな者は脱退をして、財産上の処理もこういふことをしなせんと、ほんとうの意味の協業の助長にはならないのではない

か、こういう工合に考えております。○清沢俊英君 これは非常な議論になると思つた。今の農業協同組合は、それまでの営利的な立場における直ちに自分の経済に響くような経営体系にありませぬ。そういう体系は一つもないでしよう。今の協同組合というものはそういうものはないで、やつておられない。全然ないといふことはいけません。そういう体系はあまりできておられない。農協が直接生産に従事したりなんといふことはあまりない。大体それは特殊組合でやつてゐるだらうと思つた。そういう形でやつてゐると思つた。その場合でも、今の場合は土地まで全部提供して、そしてこれからやるといふような形が出ておられぬと思う。こしらえるときは、何も無理に入れるのではないでしよう。強制で入れるのではないから、出発するときは、おのおのの合意でみんなやろうといふことでやつてみても、それが中途にいろいろな障害に会つて、そこで脱落者が出てくるのではないかと思つた。あるいは欲でもつてよへ行くのではないか。先般私のお伺ひした一つの特例といふのは、これは現在今、川崎方面でナシ畑を作つてゐる。ナシを生産してゐる。この者が、十人か二十人か寄つて、そして十坪くらいはナシの経営と同時に、その下でまあいろいろのイチゴを作るとか、ナシのある部分を改良してモモを作るとか、いろいろな果樹園を作つて、そして果樹園自身を一つの遊園地的なものに形態を変えて経営を持つていこう、こうされてそれが中途でやめられては、一人でもやめられては、それで体系がくずれてくるから、

そこで一応その土地を全部法人経営体を買ひ上げるわけではないが、そこに譲渡税が取られるといふことで問題になった。十坪で一万円も取られるそれが問題になつて質問した。ところがこれはやむを得ない、こういうようなお話しになつたわけだ。それを防がなければ、経営体もつていかなければ、一番大事なところが欠けてしまつたら、それは問題にならない。だから、今の経済局長の言われるような、そんな善意のことでものがくずれるとはばかり考えられませぬ。何を一番おそれたかといふのです。何を一番おそれたかといふのです。この地区はもう工業地区です、あの付近は、始終団地経営族といふのです。そういうものがうしろから始終誘惑してゐるのです。その誘惑に乗つて、そんなものを売られたら、たいへんなことなんですよ。これが中心なんですよ。だから、初めの意思が善意でばかり変わるものではないだらうと思つたのです。そういう不測の悪意で変わる場合がある。そういう脱退をする場合でも、経営のなを見ても云々といふようなことを、それを勝手に認められて、その理由はどうかといふと、自立経営のほうがいいといふことになればやるのだ。何も、それをやめるときに、私は、そういう、売るためにやめなすといふばかな表現をする者はないのです。こうやつて、自分でやつたほうがもうとうまく経営がいくからやめなすといふに違ひないのだ。ここに脱退といふものが、それをだれが認定するかといふば、認定をする者をしつかり書いてないのだ。これを、二つの場合を比べて、そして、どちらが正しいかを認め

て許すと、こういうことでしよう。確かに二十条の四項が三項の改正は、こういう書きぶりなんです。だから、そこにはまだ、私の言うのは、その事情を言うのじゃないのだ。自立経営といふものの、自立農家といふものの育成というものが頭から取れないわけだ。前にうたつてあるのですから、だから、どちらを主にするかといふことは、はつきりきまらないうで、農業改造を進めても、非常に無理じゃないか、こういうことを私は言つてゐるのです。だから、農林省としては、もうこまで来た以上は、基本法成立当時のいきさつといふものをある程度まで考え直して、社会党の言うように、共同でいくのがほんとうならほんとうなんだと、そういう方向にこれから持つていかなければならぬ、ひとりていくような方向が出るんだからと、こういうふうな改められないのかどうか、こういうことなんです。これは、だから局長に言うのはちよつと無理だと思つた。

○政府委員(坂村吉正君) いろいろの御指摘でございますけれども、先ほど申し上げましたように、かりに農事組合法人で農業経営をやるといふことをきめなす場合におきましては、もちろん、この農事組合法人といふのは、ほんとうの農村の末端におけるところの非常に、何といひますか、人的信用の、つながりの団体にならうと思つたのでございす。非常に小範囲の、もう何もかもわかつた連中が一緒になつて、それで土地まで投げ出して共同経営をやろうじゃないか、こういうふうなものでございす。それで、人的結合が非常に強い性格の団体にならうと思つたのです。だから、そういうふうなものであればこそ、農業経営が一本の経営までできるわけにございまして、ですから、かりにそのときに、それじゃ、どうしてもおしは経営に参加するのはいやだからやめようといふ場合、これをあくまで法的に縛つておくのがいいかどうかといふことは問題であらうと思つた。その問題は、自立経営に重点を置いておるからと、あるいは協業に重点を置いておるからといふような考え方から来る問題じゃないかと思つた。ほんとうに一緒になつて、五人なら五人、十人なら十人一緒になつて経営をやろうといふ場合に、どうしてもいやだといふ者が出た場合には、これはやつぱりきちんとした手続をとつて、抜けておしまふ。こういうことにやつておきませんと、これはほんとうの意味の共同経営といふものはできないのではないかと、そういう考え方でございす。ですから、社会党の御案のように、社会党でも生産組合といふ法案をすでに提出されたこともございすけれども、その中の生産組合といふのも、これは加入脱退自由になつておきす。そうしませんと、人間のそういう経営まで一緒になつてやろうといふものをつながら、法的に強制して縛りつけないといふことは、実問題として無理じゃないかといふように、私どもは考へておるのでございす。清澤委員の社会党の案も、そういう加入脱退自由の案になつておきす。

○清澤俊英君 社会党のほうはもつと違ふのです。社会党の案は、だれか呼んで聞きましょう。私も二、三べん読んだが、あなたの言うようにで

きておらないと思う。社会党は生産組合一本やり、あなたのほうはそうじゃない、原案は。私は、有限会社とか、あるいは合資会社とか、あるいは合名会社という商行為の会社と、こう言うていいか悪いかわかりませんが、こういうものも入ってある、協業の中に。それで協業をやらせるといふものが入っている。それから同族会社だけじゃありません。そういうものが脱退するとき、一つの施設までしてしまつて、あと、土地だけ持ったままに、これは問題がないから、だから、これは自由に脱退するというのと同時に、これが、このなを認めますときは、それが脱退することがいいか悪いかわかるときは、自立経営をやっていくことがいいか悪いかわか、会社経営でやっていくことが法人経営でやっていくことがいいか悪いかわか、これを見て云々と、こうなつておる。そこまでは出ておる。だから、自立経営というものに頭をとられておる。少なくとも、法人経営をした限りには、人が迷惑してそれでいいという話はないだろうと思う。人の迷惑、仲間の他の人の迷惑になることをやめて、それですらすらとやめていける。幾ら、なんだって、農協の加入脱退とあれとは違ふと私は思うのです。ここに一つの施設を持つ、これは一つの例ですよ。あなたは土地の出し合いをすることばかりを言うのです。土地を出し合ひで一つの経営体を作るとしたら、どうですか。一つの何かの経営体を作るとしたら、土地を出さないで、この後に質問しようと思つておる、土地を出さないで一つの経営体を作る。そうすると、この法律からいいますと、農業並

びに農業の付帯事業はいいでしょう。加工業も経営体にしていいでしょう。そういうものはかまわないでしょう。そういうものを作られるでしょう。それからひとつ伺ひしておきます。
○政府委員(坂村吉正君) そのとおりでございます。

○清澤俊英君 そうすると、まあ、その前提としてお聞きしますが、この場合の農業といふことはつきりしていただきたい。農業という、ちよつとこれにはわからぬところがありますので、農業といふことをつきりしていただきたい。

○政府委員(坂村吉正君) 農業協同組合法におきまして、今度の農事組合法人は農業協同組合法の体系の中に入れておるのでございまして、そこでは農業といふものは、農業協同組合法の法律において、農民とは、みづから農業を営み、又は農業に従事する個人をいふ。というところで、この農業につきまして、三条二項で「この法律において、農業とは耕作、養畜又は養蚕の業務(これに附随する業務を含む)をいふ。」、こういう内容になっております。

○清澤俊英君 これは付帯する事業、こうなるのですよ。これがあまりばつとしない。その付帯する事業といふのは、どの範囲ですか。私は、今までの農業といふ中には、耕作、養畜、養蚕と、こうなつておる。「これに附随する業務」としては、養蜂とか果樹とか種苗、種子、製材、製炭、これらみな含むことになるのですか、どうですか。

○政府委員(坂村吉正君) 「附随する業務」といふのは、たとえば農業をやって、その農産物の加工をやるとか、そういうような関係で、常識的にいろいろ農業の付帯業務というやうなものがあるのをごいまして、この例示は、ただいま頭にもこまかく浮かびませんけれども、そういうやうな考え方で付随業務といふものを考えておるわけでございまして。

○清澤俊英君 そういった場合、加工等の施設だけを中心にして協同組合を作つた、それは同じ法人でも会社法人ですね。そういうものを作つたという場合、これはやめです。こういうことでぼろつとやめていかれたらこれは問題にならないと思うのです。そこには何らのあれもないのですか。

○政府委員(坂村吉正君) おっしゃるとおりでございしますが、施設やなんかを作りまして法人を作つた、しかし、これが何らかの事情でとにかく法人として一緒に経営するのはやだという場合に、法律上強制的に縛つておくといふことは、いわゆる共同経営の実態からいまして非常に無理じゃないかといふふうに考えるのをごいまして、そういうやうなことで脱退するなら脱退する場合の財産上の処理、そういう問題をつきりさせれば、それはやはり脱退してもらつていいんじゃないか、こういう考え方をとつておるわけでございまして。ですから、したがひまして、たとえば現物を貸し出した、そういう場合に脱退する場合、現物を返す場合もございまして、それからあるいは現物を返すことによつて全体の経営自体が非常にこわれてしまうやうな場合は、これは場合によつては金に換算して現金でこれの持ち分の私

人戻しをするとか、いろいろそういう方法を考えて、経営体自体にはなるべく影響を与えないようにして、しかも個人がどうしてもその経営から脱退したいという場合には、これを法律上押えていくのはなかなかこれは問題ではあるまいかといふふうに考えておるわけでは。

○清澤俊英君 私は、さつきから何もやめていくのを縛つていけないといふことは言つていない。一つも言つていない。あなたが言われるとおりなんです。私の考え方は、土地を中心に提供して一つの共同体を作つた場合、会社にして、生産事業組合にして、いわゆる農協方式による生産組合にして、いづれにしてもそれを作つた場合、やめることは勝手です。またこれを拒否する力はないだらうけれども、そのやめることそれ自身によつて経営体に大きな支障や損害を与えるやうな場合に、それをまず規定しなければならぬのじゃないか、法人といふものの協業体といふものを尊重するならば、ところ

が、この法律でいうと、そういうことには一つも触れていないといふのです。こういう形でやうやるのだといふことには触れていないといふのです。ただ土地の返還において、何条かに書いて、第五項が何かの説明によりまして、法人がその要件を失つた場合においては、かくかくのことを命じていくことができる、こう書いてある。その次には個人の脱退のことが書いてある。その個人の脱退のときには二十条の四項かを改正して、そうしてその脱退していく場合、これを自立経営がいか、会社経営でございしたらいいかと、こういうこと、それ自身を中心にして

個人経営のほうがいいとなれば土地も何も返さざる、こういうんです。だからその考え方のうしろには、自立経営といふものを非常に尊重した強いものが残るから、そういう考え方になつていくんじゃないかといふ私の質問なんです。間違つて下さい。

○政府委員(庄野五一郎君) 農業生産法人が……
○清澤俊英君 農業生産ばかりじゃない。

○政府委員(庄野五一郎君) 農業生産法人と、こう申しております。今度でございまして、農地法上の権利主体になつて得る農業法人は農業生産法人。これには農事組合法人も有限会社も、それから合資会社も、それから合名会社、これを総称して農地法上農業生産法人、こう申しております。で、農業生産法人がその法人の組合員または構成員から土地を借りておる場合は、この組合員が脱退したやうな場合に貸借借をどうするか、これが農地法二十条の第二項の四号を追加したところでございまして、それで農業生産法人が農地法上の権利主体になる場合は、これはその出資を受けて農地法の所有権を取得する場合もございまして、それから構成員から売買によつて農業生産法人が所有者になる場合もある。それから構成員から農地の貸借借を受けて借り主といふことになる場合もございまして、その借り主になつた場合の規定が二十条の第二項の四号でございまして、その場合に構成員が脱退した場合

には、貸借借の解約あるいは解除といふことを申請した場合に四号によつて処理する、こういうことになりまして

て、その場合に、その脱退した構成員
だったものの農業経営が、主としてそ
の労働力によって効率的に利用して耕
作または養畜の事業を行なう、その業
に問題の農地を供する場合に限って許
可できる、こういうことになっておる
わけでございます。そういう自分の
農業経営に使わないといったような場
合には、やはり法人の経営の安定を考
えて許可しない、こういうことを明確
にした次第でございます。御指摘のよ
うにその法人の農業経営の安定を期し
ている条文中でございます。

○清澤俊英君 農業法人の安定を主と
して考えている、こういうことです
か。

○政府委員(庄野五一郎君) この四
号に規定した事項以外は許可できな
い。許可できるときは、こういった構
成員が脱退して事業の経営を効率的に
主として自分の労働力でやる場合、こ
ういう場合に限りて許可できる。こ
ういうふうに許可事項を限定していま
すから脱退してこれ以外の理由で農地を
取り戻すというときには許可できな
い、こういうことになります。

○清澤俊英君 これはちょっと面倒だ
と思いますので、その論争というわけ
じゃない、そんな気のきいた男じゃな
いのですけれども、まあやめまして、そ
こで次へ移りますが、何かしらん、こ
の施策を見ると、今の農業改善事業促
進対策のところを読みますと、農
業法人なんというものは作りたけれ
ば作りなさい、こういうふうにしてお
りなさい、ということ、先般も森さ
ん、それから小笠原君によって、この
農業法人に対する資金の問題がだいぶ
長く詳しく御質問があったようであり

ますから、私はあまり触れたくないん
です。同じことをあまり繰り返して
おてもしょうがないですから触れま
せんですが、この施策の、今もいま
したパイロット地区と構造計画の地域
とその方法の一覧表等、まだはっきり
見ませんのでしつかりしたことは言え
ませんが、今与えられているこの
総合施策の二節だけを読んでみますと
も、何かしら、全部がこれに集中せら
れているんじゃないかと思うのです。
総合的助成を講じていくこととし「各
種補助金の全部または一部を可能なか
ぎりこの助成の中に」補助金は大体
「吸収する」「事業費および助成額
は、一般地域」云々と、こう書いて、
そしてこのパイロット計画のパイロッ
ト地区は、改善事業計画の地域計画等
には大体四十二億の補助総額を出し
て、そうしていろいろな予算なことを
やっていくと同時に、これに対する資
金計画としまして、農業信用基金の
金であるとか、あるいは農林漁業金融
公庫の金であるとか、そういうような
金融機関の金は、その上総じてこれに
大体回していくと、こういうんですわ
ね。そうすると、実際にいろいろ金が余
っているから、近代化資金が五百億今
度ふやしていくんだからそれで借りて
やったらよからうなんていっても、な
かなか、会社は作ってみた、資本は不
足してくる、そっちのほうへは回らぬ
じゃないかと思う。そこで、きのうか
ら大事な資本の問題で議論が非常に高
まっていますのが、大体この農業法
人を進めて、そして農民自身の自主的
な見解に立つてこれからやっていく
という農業法人の育成に対しては、一
体どれぐらいの心がまえがあるか。そ

れはどこに大体そういうものが出てい
るのか。もっとそういう点を明確にし
たものが実はほしいと思うんです。た
だ、第一節の農業構造改善の第四に
「協業の助長」として、「農業生産法
人の育成」と、こう書いて、「生産規
模の拡大の手段として協業経営の普及
進展を図ることが重要であるが、農地
改革の成果の維持のための農地統制を
主眼とする現行農地法が法人形態によ
る農業経営を予想していないことに起
因する不備を改めるため、「農地法の
一部を改正する法律案」は、農業者が
農地についての権利と労力を提供し
あつて経営規模の拡大を図ろうとする
場合、一定の要件のもとに法人形態で
の農業経営を行なうる途を開いてい
る」、これはまあわかつておる。「す
なわち、「農地法」上云々として一応
の法人形成の問題がずっと並べてあり
ますけれども、そのあとに出て参りま
するいろいろな助成というふうなもの
は、資金の問題などがあまり具体的に
は出ておらない。だから、本気に農民
みずからが創意工夫をもって作ろうと
するいろいろな体形があると思う。こ
れからの農業というものの対する実際
の体形を整えていくのには、いろいろ
の体形があると思うんです。少なくと
もこれからの農業というものが一つの
経済所得を中心にして進もうとする場
合には——生きものですよ、生きもの
なんだ。生きもの体形に向かって農民自
身が本気に考えて、意欲的に、あるい
は、自然的な労働力の不足からみずか
ら立ち上がってしようとするときの、
その体形に対する国の施策としての構
造改革の一つの方向には、いろいろの
金を使ったり、補助金の大部分あるい

は一部を吸収してというふうな書き方
をして、そしてそれで足らぬ場合には
近代化資金から、あるいは金庫の金な
り、基金の金なり、そういうものを回
してやると、こういうふうにしてやり
なさい、ということをやつて、国が中心
になってやっているけれども、農民が
ずからがやろうとするものに対して
は、あまりそういうものははっきり出
ておらない。そこで、私は一つの疑問
を持つんだ、そういうものを農民があ
まりやるのはよくないんじゃないか、
こういうことじゃないんですか。まあ
しかし、これにはよくないなんていう
ことは一つも書いてないです。そうい
うものは大いに補助育成するとは書い
てあるんですけれども、その育成の具
体的なものがない。

○政府委員(坂村吉正君) おっしゃ
るのとおり、農業基本法にも、農業の構造
改善、それから近代化等、こういうよ
うなものが一つ大きなねらいでござい
まして、そのためには、大体農業基本
法におきましては自立経営農家の育成
と、こういうことをもちろんいってお
りますけれども、それで、あるいは地
域によって、ものによっては協業とい
うものがどうしても必要な場合もある
のでございまして、それはやっぱり実
情々に応じて、自立経営でいかな
きやならぬという場合もありましょ
うし、それから協業でいかなきやならぬ
という場合もあると思うのでござい
ます。構造改善、近代化を進めていき
ます場合に、その場合におきまして、
そういうような実態でございますか
ら、そこで、その構造改善対策事業と
いうようなものにおきまして、もち
ろんその県なり、あるいはその町村の

実情に應じて、自立経営を中心で
いくものもございまして、それから
協業というものをそれに織り込むも
のもございまして、あるいは協業
中心でなければいけないようなもの
もございまして、そういうようなもの
のは、農業あるいは農村の実態に
て作られていくのでございまして、そ
れに應じていろいろの政府の施策を織
り込んでいく、こういう考え方でご
ざいます。ですから、そこで清澤委員
のおっしゃいますように、いろいろの
形態があると思うのでございまして。
ですから、その形態が、農民とし
ては今後協業を進め、あるいは近代化
を進めていく場合に、いろいろな形態
を時に自由にとかくする。そしてそ
れらがいろいろな施策に応じて国の援
助も得られるという格好が必要であ
らうと思うのでございまして、です
から協業のものを考えました場合におき
しても、ここに言うように、合名会社
もあり、合資会社もあり、あるいは有
限会社もあり、それから協同組合法に
よる農事組合法人というものもござ
います。それから、いわゆる法人にまで
至らなくても、この農業協同組合法で
は、やはり農事組合としてあるいは
任意の組合もあつてもいいし、それ
から農事組合法人といつても、出資を
してもいいし、出資をしないものも
ございまして、そういういろいろの形
のものがございまして、それらが完全
に共同経営といつてする場合もあり
ましょし、いわゆる一部の共同をや
つていくという場合もございまして
し、いろいろの事態に応じていろいろ
の組織が作れるように、こういう
ようなことで要するに道を開きまして

法律上は道を開いて、そしてあとは指導でございまして、ですから、法律上こういうものに対してはどうしなくちゃならないのだというのを書いておく必要は、ひとつも法律としてはないと思うのです。あとは指導の問題というところであらうと思うのです。ですから、それは地帯々々に応じて、その実情に応じたように、どういう組織ができてきますか、それに對しては金融面はどうやっていくか、補助金はどういう工合にやっていくか、そういう指導の問題が大体中心になってくるのじやあるまいかというふうに考えているわけでごさいます、ですから、考え方は、ちつと違つていないのじやないかというふうに思つております。

○清澤俊英君　そうしますと、これはもちろんパイロット地区だから模範地区ですからね。こういうふうにおやりなさいという、これを作ろうと、こういうことなんです。それからこういう構造改善事業計画地区の進め方ですね、まあ、これの進め方は、どうなっているか、まだ拝見しませんが、これには非常に熱意を込めて、まあ金など、資金などのことや、補助金などのことは特別に考えられて、今年だけでも四十二億も補助金を出してやるのだ、そのほかいろいろなもの、補助金の大部分ここで吸収して、これをやっていくのだ、こう言われるなら、今言いました。これから見ますと、「第一節農業構造の改善」の「4 協業の助長」というのは、これこれだからこういうところを直してこうして、その次に、ずっと読んでみますと、「協議のための施設の助成」というと

ころへいきますと、その個人を中心にした、国の指導以外の農民自身がやるものに対しては、助成のことはあまり書いてない。最後のほうへいきますと、「協業のための施設の助成については別に述べた農業構造改善事業促進政策による助成と農業近代化資金等の積極的活用を進めるとともに、果樹経営改善実験集落、農業機械化実験集落、麦作改善パイロット事業等の各種の施設により協業の促進に資することとしていく」と、こうなっているのだ。これもいいだろうと思うのです。こういう指導機關を作つて模範指導をしていけることもいいだろうが、一方においては燃え上る一つの協業体系というものがいろいろの面ででき上がつていく。實際われわれはまあ寡聞にしてどういふ形で進んでいるかといううなことはわかりませんけれども、これはまあ新聞やあるいは雑誌等で見ましても、いわゆる愛知県の安城地区の婦人が協業を行なっている問題だとか、実質上そこまではないかなければ耕作ができないといううなことから、おのずからもうそういうものがぐんぐん進んできているのだ。若い人たちがよつてはそれを進めようとする形も出てきている、意欲的に。これはあなた方が指摘しているとおりなんです、説明によつて。前の場合は改善的な一つの条件によつて協業を進めなければならぬという条件に迫り込まれて、協業が進められている、こういうものに対して、何らこれに對して、こういうことなんです。施設の中に協業というものがいわれているけれども、こういう意味ではいろいろなものを作つて農業法人でこういう形でおや

りなさい、そのために農地法を改正するのだし、協同組合法を改正するのだ、これだけの話で、これを進める実体が無いのだ、こういうことになつてくる。全部はその第二節ですか、第二節に集中せられてこれを言われているが、そうしてしまふとさういふ、その民間で作りました協業体が、そういうものに対する脱退等を中心にして一つの問題点を残している、こういううなことだつたらほんとうに農民自身がやる協業体なんというものをどれまで考えているのだ、こういうことが言いたくなるのです。これは議論になりまゝすからもうこれでやめますが、私の言わんとするのはそれなんです。一体どこまでこれを、この法律改正によつて行なわれる自主的な協業体というものに期待をかけて、どこまでひとつこれを育てようとしておられるのか。

○政府委員(坂村吉正君)　おっしゃる通り、農地法や農協法には、協業についてどういふ援助をするかといううな規定はございせん。ございせんが、そこで協業しようという場合に、そういう法律上道が開けて、そうして協業が、いろいろな姿の協業が可能なんだといううなことが農地法の規定で開けたわけでごさいます、これに對しまして政府がどういふ態度で本腰を入れて協業というものと取組むかという問題は、これは、先ほど申し上げましたように、政府の指導の問題でございまして、もちろん今お読みの方の構造改善政策事業の、対策事業の中にございまして、協業の問題等が地帯におきましては、協業の問題等が地帯に對して取り上げられて、重点的にこれに對する融資あるいは補助、そういううな措置が講じられるわけ

でございますが、その他の地帯におきましても、これらの協業の助長といううな意味もありまして、近代化資金の制度であるとか、こういううな例を一応とりまして、近代化資金の中でも協業に對しては特別に融資ワケ等も非常に大きなものを考えて、そうして協業とか、あるいは自立経営農業を近代化していき、こういううなものの施設資金に對して重点的な融資をやつていこう、こういう制度を作り出したわけでごさいますので、そういう意味であらゆる方面からそういう近代化のための指導をやつていこう、こういううな態勢をとつておるわけでごさいます。

○清澤俊英君　これはここでやめまゝす。やめまゝですが、打ち切ったんじやありません。ということは、きやうせつかくちようだいた資料がありますので、これを見て、いまだ一度私は時によつて質問するかも知れません。ここで打ち切つたんじやないですよ。これは、實際問題として、この間大臣が来られたとき、私はこゝまで言うて、そうして大臣と対決したかつたんです。まあ、局長あれだからいいですけども、この施策からいくと、私の言うことがちつとも出ていない、これだけは私は言うておきます。調べまして、質問を残します。

ですが、そのあとの方へ参りまして、七十二條、農業協同組合法七十二條の八の第一項の第一号に掲げられたる事業という表現になつていっているんで、そうじやないですか。ところが、七十二條を幾ら調べても、私のところは見つかからないんです、七十二條は清算事務のことか書いてあるようですが、農協法の七十三條は、これは農業中央会のものにずつと移つていっているが……。

○政府委員(坂村吉正君)　七十二條の八というものは、改正法の七十二條の八になつておりますから、現行法の七十二條じやないわけですから、ここで引用しておりますのは、改正後の条文を引用いたしておりますから、ですから新しいこの法案のほうをごらんいただきますと、七十二條の八に、「農事組合法人は、次の事業の全部又は一部を行なうことができる」とこれだけ書いてありまして、一、二、三とございまして、新しい法案の七十二條の八をごらんいただければいいわけです。

○委員(長(梶原茂嘉君))　速記をとめて。

○委員(長(梶原茂嘉君))　速記を始めろだけ、上からずつとまたお伺いしたいと思ひますが、これの五ページのうしろから二行目、「移転後省令で定める一定の期間内に構成員となり、引き続き構成員となつて個人以外のもをを除く」とこの一定の期間とは何ですか。構成員となつて個人以外のもをを除く、これはどういうものですか。

は、その法人に常時従事する、いわゆる農業労働に従事しているという者の二分の一以上が占めなくちゃならぬ、こういうことになっておるわけでございます。それで土地だけを提議して、そして構成員になったが、常時従事しないといったような人の発言力というものをそれで押えてあるわけですから、それで結局農地を提議して常時従事するか、農地を提議しないが、労働力を提供して常時従事している、こういった者の議決権を尊重しておるわけでございます。いわゆる働く農民の意思を尊重する、こういう形にいたしました。御指摘のような問題の起こらないように配慮しておるわけでございます。

○清澤俊英君 これはね、私は実は困っておることがある。農協の組織の中にそういう問題が起きたんじやないんですけれども、漁業組合の中にあるんです。漁業組合の中にやはりこれと同じような規則になっておる。ところがいま一千万円の漁業協同組合がかりにで上がったとするんだね、そのうち半数ですからまあ四百九十五万円持っている、それから一方の漁民組合が五百五十万円持っている、こういう協同組合。だが、実際はその出資数はごく少数の昔の網元が、大体三人か四人でそれだけのものを持っている、約過半数に近いものを持っている、こういう形態になりますとね、これはいかにじたばたしましたも、実権はおのずからそのほうにいてしまうと思うのです。これはなるほど理論からいえば、衆議でものを決していくのだと、こうなりすけれども、事実はそのうでない。そうでない形が出てくる。これは

もうしばしばこの委員会でも、その組合のあり方について私どもは数回、あなたの方の農協の問題じゃないんです。水協の問題ですけれども、だから水協につきましては、これは生産経営体である、この組合はもう強力な一つの定置漁業を行なっている。佐渡のブリ定置網を持っている。今年でも約十五億くらい水揚げを持っているのじゃないかと思うのです。ところが、法律によって配当率は五分だ。五分くらいもらってもなかなかおさまりがつかない。そこで、別に加茂水産組合という任意組合を作って、そしてそこで、これは任意組合ですから、力のある者が幾ら出してもいいと、こういう組合を作って、そこで大部分を、そこで全部持っていてしまつて、そしてそこでは五分で、残ったやつをまた全部うちで再配当してしまふ。だから、農民のほうでは五分しかもらえない。そこへいきますと、逆な形が出てきますから、利益の大体七割くらいものをわづかの者が独占して持っている、こういう形が出てくるのです。だから、ここでこういう形が出てくることは、非常に私は一つの危険性があるのじゃないかと、それを考えますとき思うわけなんです。たとえてみますれば、今まあ土地の山間部などで、ひとつ採草放牧地を作った何かやりたい、こういう一つの問題が起きてみましても、ちょっとまとまっていたところ、これはあまり農民は持っていないよ。幸いにしる部有林があったとか、あるいは国の国有林がその間近にあると、こういう場合には、それを利用して、まあ完全なる一つの法人体もできるかもしれない。そうでない場合に、ひとつ

いろいろの話をして、その人から土地を提供してもらつて、入つてもらふ。だがおれは仕事はいやだ。構成員だけはやる。放牧はぜんぜん進んでいくが、片方の部落民として参加した者は、これは土地は何も出してない。一人の持っている土地の上にいろいろの施設をつけて畜養をぜんぜんと進めていく、こういう形になりましたら、当然の道行きとして、これはもうその部落に存在する旧来からの力を持ったその人が当然支配権を持つて進んでいくに違いないと、こう思うのです。単なる従事員的な形に、そこに残るだけのものじゃない、私はそう思うのです。

○政府委員(庄野五郎君) そういう任意組合等では、そういうような弊害も起こるといふような御指摘でございますが、この農地上農業法人としての資格要件といたしましては、先ほどから申しますように、農地法の二条の第七項の第四号に、「その法人の常時従事者たる構成員が、農事組合法人及び有限会社にあつては、その法人の議決権の過半数を保有し、合名会社及び合資会社にあつては、その法人の社員の過半数を占めること」結局法人の実権は、常時従事者たる構成員が持たなければならぬといふことを農業生産法人の要件にいたしておるわけでございませう。それは御指摘のように、いわゆる出資だけして働かない、法人の業務に働かないといふ人の圧力が法人を支配するといふことのないように、結局働く人がその労働の公正な結果を享有するといふ農地法の根本理念に即して、こういう人たちが実権を握れるという配慮をいたしたわけでございます。

○清澤俊英君 非常にこれはめんどうな問題だと思つたのですが、確かに言われるとおりだと思つて、実際問題は、そこで伺ひますが、持ち口数といふものを制限せられますか。農地法の建前によれば、持ち口数によらず一人一票の平等議決権でいくのだ、これが今言ふた会社法人になった場合には、そういうことができませんか。会社法人の建前としては、出資数を考えないで、一対一で議決権をきめられるのかどうか。その点はどうなつていますか。

○政府委員(庄野五郎君) 持ち口数の制限はいたさないつもりでございませう。ただし、定款等で可能な範囲はできると思つておりますが、法律でそういう制限をしない、そういう半面において、ただいま第四号で申しましたように、常時従事する者が議決権の過半数以上を占めるといふような要件を、法人の要件として法律に入れたわけでございませう。

○清澤俊英君 これは持ち口数がある程度まで制限するか、それらの権利とになるのじやないですかね。それは安易に、今局長さんが言われましたように、庄野さんのように、議決権の数が多いからでは、なかなかこれは決定しないと思ふんです。というのは、今はやる、かりに養豚を伊藤忠がやると、農協がそれと一緒にやるとつやつてみよ、そこで養豚施設をやると、あるいは飼料、いろいろと施設をやります。それで農協と、伊藤忠から伊藤忠が大部分の投資をやつていく。そしてそれに参加する。その辺の農民といふものがこれに従事者として

て一口ぐらいつつ持つて参加してそこからの委託の形式になるか、どうなるか、いろいろの形でその法人を維持する事業構成員として成立したとしてみても、実際問題としては、投資の約六割も持ち、そして施設を持ち、実質上の力を持った者がこれを支配する、これは実質上、実際問題としてはそういう形で進んでいきはせぬかと思う。そういう力のある者が今種々問題になっているのです。そういう加工とかそういうような施設に対して、そういう力のある、信用のある者には、今中金の金などほとんど回つておるわけですから、なかなかわれわれの作った小さい協同組合、生産法人など作つても、これはこの間から議論になつておるとおり、信用の限度に依つて、実質上貸したといふ、あるいは育成していきたい、こゝう思つても、信用の限度によつてそれは貸されるものじやないのだ。金のことは、あれがいいとか悪いとかいひましても、それは信用のない者に貸したらいへんだ。担保力の何もない者に貸したらいへんなことですよ、金融業者としては。また、そんなめちやくちやな貸し出し方をしたら預金をしている農民として問題が起きる。そうすると、やはりそういう力のある形がでますれば金融の能力もあり、国の金融も回つてくる。どんどん力ができてそういうものができ上つたら、これはたいへんな問題じゃないかと思ひます。だから、そういう点を何らかの形で、私はやはり農民のための共同施設で、農民の共同の力によつて構造改善するのだつたら、そういうものが入つてくることのできない、余地を残さないようなひとつ法律の整備が要る

わけじゃないか。資本は、持ち口数は幾らでもいい、資本の持分は幾らでもいいのだ、こういう形になりますと、確かに表通りは数は多い。弱い人が行ってみても実質はそうはいかない。加茂水産なんというものはそれで数回争っている。何とも方法がつかない。年間少なくとも十億から十何億の水揚げをしている強大な漁場のボスの実権なんというものは、いかなるものが飛びつこうとしても、これは太刀打ちできませんですよ。そういう危険性があるはずぬか、いかがですか。

○政府委員(庄野五一郎君) この農業生産法人、今度新しく農地法で農地上の権利主体を認めようという、こういう農業生産法人の要件は、先ほどから申しますように、農地法の第二条の第七項に規定しておるわけでございまして、その農業生産法人の組合員または社員なるものの資格はここで法律上定められておるわけです。それで、たゞいま御設例のような伊藤忠がこういうものに入ってくるかどうか。伊藤忠は金を持っておるかしりませんが、農地を提供するという場合の農地は持っているわけでありまして、たゞいま農地を持っていてのは自作農かあるいは小作農が耕作権を持っておるだけであらう形です。農業生産法人に伊藤忠がどういう形で入ってくるか、あるいは研究してみなければわかりませんが、この第七項第二号で構成員となる資格の者は、農地を提供するか、あるいは農地を提供するとともに、農業労働力を提供するか、あるいは農業労働力のみを提供する、これだけが要件になっている。金だけ出資して構成員になるという事はできないことになっております。

○清澤俊英君 それはあなた、そういう形が出るときに農地を取得するくらいのこと、別にまた考えるでしょう、かれらは。そうしてその上でやるくらいのこと、この事業を進める上にいいということになれば考えていくでしょうけれども……。

○政府委員(庄野五一郎君) 一般の農業生産法人以外の法人は農地を取得することは農地法上できません。

○清澤俊英君 いや、私は一つの例で伊藤忠ということをやったのだけれども、伊藤忠がやればみなそこらじゅうがするようになる。不幸にして伊藤忠とか丸紅のようなものが方々でそういう事業を始めているから、それを一つの例として私は言うただけの話であります。ですから、さっき言ったように、山間地主が山を持っている、そういう場合に、そういう形で出てくる。こういう場合にはやはり同じ形が出てくると思うのです。土地は提供するんですよ。ところが、その土地を提供してもらわなかったならば牧場や放牧地は実質上できないのだ、今の情勢としては。だから、それを中心にしてそういう力のあるものがわんわん始められたら、しまいに地主的な支配的なものができ上がるのじゃないか。不労者がいわゆる投資の形で入ってきて全体を牛耳る不純な法人ができ上がりはしないか、こういうことを言っておるのです。そこで、出資の制限あるいは構成員の地域の制限等はないようですが、これはどうなっておるか、こういうことです。

○政府委員(庄野五一郎君) 金だけ出して農業生産法人の構成員になるとい

うことは、たゞいまこの法律では禁止されております。それから出資の口数については定款で定めることになっております。法律では最高限をきめるという事には相なっておりません。

○清澤俊英君 構成員の地域と出資の口数に対しては、最高の口数に対しては定款で定める、こういう意味ですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 定款で定めればきめ得るということをし上げたのであります。出資口数の最高限も地域の問題もございまして。

○清澤俊英君 定款できめ得るのじゃない、そういう危険を防止するため、まあ農林省としての開発を指導する場合の心がまえだけでなく、法律でやはりそういうものがある程度きめておかなかつたら間違ひが起ころはせぬか、こういうのが私の考え方なんです。

○政府委員(庄野五一郎君) 先ほどから再々申し上げておりますように、農業生産法人の法人たる要件としては、金だけを出して法人に参加するということはできないようになっております。農地を提供するか、労働力を提供するか、その両方を一緒にするか、こういう形になっております。御指摘のような点は心配はなからうかと存じます。

○清澤俊英君 これはまたあとで問題が起こつてまただれかやると思ふのですよ、いろいろ疑惑のある問題だらけ。労働力というのは、耕作なら耕作、養畜なら養畜、養蚕なら養蚕、それにくわやかまやいろいろなものを持って従事するだけが労働力じゃないわけです。現にその経営に参加して、

そうしてその規模によりましてはどうせ事業経営の社員というものもあるでしょうし、経理上のものを取り扱う者もこれは必然的に私が出てくると思ふ。これもやはり一つの法人体系の事業構成員だと思ふのです。常時事業構成員だと思ふ。そういう構成員として金を出してくるんです。だから、そういうものを明確にしておかないと、あとでもってそんなんじゃないかと、あとか、法律上は労働を提供する者は参加できるのだからこれはやむを得ないじゃないかというふうなことになる。これはこつちがお手あげだ。

○政府委員(庄野五一郎君) 御指摘のように、法人の事業に常時従事するというのが要件になっておる。それから常時従事するといふ常時は、これは法人の業務の分量から何日以上常時従事するかというふうに省令で大体基準を定める、こういうことに相なるわけでございます。

○清澤俊英君 要綱の第三号の「その法人の構成員以外の者から使用収益権の設定又は移転を受けて耕作又は養畜の事業に供している農地等の面積が」云々と、こうなっている。面積のことを書いて「面積の二分の一に満たないこと」と、こうなっていますが、これはどういう意味合いになりますか。

○政府委員(庄野五一郎君) 第三号の要件でございまして、この農業生産法人は、いわゆる農民が経営を合理化しあるいは近代化するために、協業の形をもつて経営を行なう、こういうのが主眼でございまして。それでこの法人に参加する農民は、自分の土地を法人に提供して、そして、その法人の業務に従事するというのが本則かと思ひま

す。それで、全然その法人に参加しない構成員以外の人から土地を借りてくるといふことは、そのウェイトが二分の一以下ならばいいが、自作農のやりの一つの延長発展というふうな農業生産法人を考へる場合には、自分の土地を提供し合うというのが主眼だから、それが主たる部分を占めることが農業生産法人の本則であるということ、規定したわけでございまして。

○清澤俊英君 それからその前のほうです。その前のほうに、さっきも問題になつていろいろ伺ひしました。そこにはですね。九ページの初めから四行目、「又はその法人の事業に常時従事する者(疾病、負傷による療養等特別の事由により一時的にその法人の事業に常時従事することができない者で当該事由がなくなれば常時従事することとなると農業委員会が認めたもの)」及び省令で定める一定期間内にその法人の事業に常時従事することとなることが確定と認められる者を含む」という「確定」ですね、この確定はだれがするのです。前の場合は農業委員会が認めた、あとの場合は認められる、それが認められるのですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 政令で定める一定期間内にはこれは省令でその法人の構成員となつた日から起算して六カ月、こういうふうな規定いたします。さき客観的にわかるわけでございまして。

○清澤俊英君 その確認は常時従事することとなることが確定と認められる、その認め、認める、確認するものはだれが確認するのですか、農業委員会ですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 政令で定める一定期間内にはこれは省令でその法人の構成員となつた日から起算して六カ月、こういうふうな規定いたします。さき客観的にわかるわけでございまして。

○政府委員(庄野五一郎君) 法文上そういうふうには認められる者、こういうことでございまして、認定行為があるわけではございません。

○清澤俊英君 それはどういふことな
 んです。もつと親切に教えて下さい。
 ○政府委員(庄野五一郎君) 六カ月以

内にその法人の事業に常時従事することとなることが客観的に見てですね、確実である場合、こういうことでございまして、特にその認定行為は必要じゃないのでございます。客観的にそういうことが明確になっておればよいということでございます。

○清澤俊英君　ちよつとわからないな。それが、認定行為というものをだれがするのです。構成員の中で、あれでするんですか。あれではもう法人ができ上がった形なんですからね。その場合、その法人自身が認定して大丈夫、こういう形のことを言うんですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 今は常時従事していないわけなんです。しかし、これを自分の今やっているほかの仕事を整理して、そうして常時従事できるような状態になる。こういったものが六カ月以内にそれができるということに客観的に明確であればよろしい。こういうことでございます。

○清澤俊英君　だから、それはよろしいはわかったですよ。わかるが、よろしいということとは法人自身が今でき上がっている。でき上がっているんですからね。だから、そのでき上がる過程においてその準備会というんですか、発起人会ですか、そういうものが認めたらよろしい、こういうことですか。

○政府委員(庄野五一郎君)　法文のほ

うから言えば、客観的にそういうことが明確になっておればよいということになっておるわけでございますが、それがもし法人の要件等の問題になってくれば、要件を欠くか欠かないかの問題になってくる場合の認定は県庁がやる、こういうことになります。

○天田勝正君 関連。局長、その点をはっきりしておきたいと思うのですね。清沢さんの質問されておることは、私は段階が二つに分かれると思う。一つの段階は申請のとき及びその申請から認可ですか、届出制でしょうかから認可という言葉を用いていいかどうか知り

ませんが、それが成立過程に起きることと成立してしまつてから起きることと、こゝ二つに私は分かれると思う。成立する過程においては五人の発起人でやる。その五人の発起人のままで五人のできる組合もありますね。そのままで五人が最低の要件になるのですから、五人発起人はあるが、発起人以外

に一人も加わらないで五人のままで組合はできる、これを見ているとそう解
釈できるのです。たしかそうだと思っ
てます。ところが、それが五人に満た
ないで当初四人であった。当初四人で
あるけれども、五人になり得るという
のは、今あなたのおっしゃる通りに、
たとえば、いなかでうちの軒数によつ

ては、戸数が三軒しかない。戸数が三戸しかないけれども、他に、三戸のうち一人の人は今直ちに常時従事者になり得る。もう一人は、今は他の通いで商店の手伝いに出る、しかし、商店をやめてしまえばこれが加わる。そうすれば五人になり得る。世帯主が三人とあと二人と、こういうことで五人になり得る。そういう場合には、初めの

発生の要件に適合しないから、これはためなんだ、認められない組合なんだ、こういうふうに私は解釈するんですよ。そういう私の解釈でいいのかどうか。さて、今度は五人の発起人で五人の組合として発生してしまつてから、途中である一人がなくなつた、な

くなれば四人になってしまうから、これは欠格の組合になります、どうしたって。欠格の組合になったけれど、今度は今までの五人、死んだ人とはとも生きては返らないんだから、これを再び常時従事者にすることはできない。これが病氣ならば、またなおれない。

ば常時従事者に加わる、そういう場合は六月たてばなおってくるから常時従事者に加えて得る、これはいいでしょう、病気の人は。しかし、死んだというときは、他のだれかが、別の仕事に携わっているものをやめてこっちへ加わりますと、こういうものが明確でなければならぬわけですが、明確でなきゃ。

そういう明確に六カ月以内に、これが他のだれかが常時従事者に加へ得るというのが客観的に明らか、その客観的に明らかなのをだれが認めるかという監督官庁なんでしょう。今のお答えだとそういうことになって、四人に一人転落したといえども、これは存続し得ると、こういうことになるんです

ね。そういう解釈でいいのか。それから、もう一つ心配になってくるのは、さつき言うように、病気で常時従事者にならなくなった、そこで四人になった、しかし、病気が六カ月でなおればいいけれども、六カ月をこえる——私も六カ月をこえる病気をしたことがあるからちょっと考えるんですが、そのときに一ぺん解散されてしまうのか、

その組合は、解散されてしまつて、もう一べんその病氣の人がなつて五人に満ちたとき、それはすんなり前の実績があるから認めていく、こういうことになるのかならないのか。なかなかこれは微妙な問題だと思いますので、どうですか、その三点については。

○政府委員(野野五郎君) 法人を設立する場合の発起人の数というものと、それからここで規定いたしておられます法人の事業に常時従事する者というものとは違うわけでございます。この法人の要件の二号に規定いたしておられます法人の事業に常時従事する者と

いうものの一時的な障害ででない者でも、その障害が一時的なものというふうに農業委員会で認定できるもの、あるいは六カ月以内に当然法人の業務に常時従事できるという客観的な事実があり、こう認められるもの、これは常時従事する者と、こういうふうに解釈を法律上いたしておるわけでござい

ます。それで発起人の数はやはり五人
要ると私は考えております。

○政府委員（坂村吉正君） ただいまの
お答えは農地法の関係のお答えでござ
いますけれども、農協法の関係の農事
組合法人についての御質問もあつたよ
うでございますのでお答え申し上げます
が、これは農協法の七十二条の十七

という条文で、五人未満、五人以上と
いうのが農事組合法人の要件であります
が、五人未満になりました場合にも、その
日から六カ月間は、解散するといふふうな
ことになるとやつかいでございますから、
とにかく六カ月間に組合員が五人以上
になったらいい。それから五人以上は六
カ月たってもならなかった場合にはその
ときは解散する

る、こういう考え方をとっております。

○天田勝正君 坂村局長、あなたにお聞きしますが、だから私の心配の一つは、これはあなたに質問は構成員のこと——発起の人のことは触れない。構成員のことでお答え下さい。構成員が

五人、よろしい、それで認可されて、ずつと法人としていく。ところが、當時従事者の解雇なんです、さつき言言のように、重病にでもかかった。それが六カ月かかって、六カ月目の日にびたつとなおって常時従事者にならばいいけれど、そうはいかない。そうは

いかなから、それが六カ月以上におたる病氣のときはどうなりますか。明らかに不眠になるところから逆算すれば六カ月前に一応の欠格、一応というゆとりがあります。一応の欠格の組合になつちやつてゐる、法人になつちやつてゐる。なつちやつて、六カ月たつてゐる。なつちやつて、六カ月にあつてもその要件が満たないここに書いてある。

る六カ月期限になる。そういうときはどうなりますか。

○政府委員(坂村吉正君) 問題を区分して考えていただくと非常にいいと思うのでございますが、私のほうの関係では、農事組合法人の組合員の関係、法人の人格の問題でございます。ですから、これは七十二条の十七におきま

して六カ月間は欠けましてもとにかく法人として存続をいたしまして、六カ月以内に五人以上になればいい、法人は存続する、こういうことになるわけでございますが、その法人に農地法上農業生産法人として農地法の特例を認めるか認めないかという問題は、先ほどの庄野農地局長のお答えのように扱う、こういうことになるわけござ

います。

○天田勝正君 しつこいようです
が、微妙だから聞くのですが、この間
うちからこの要綱で質問しているから
それを見ていただきたい。要綱の四十
八ページの11、その説明ならば、
「その組合員が五人未満になり」「な
り」なんです。「そのなつた日から引
き続き六月間その組合員が五人以上
にならなかった場合においても、その六
月を経過したときに解散するものとす
ること。」、こういうのです。だから、
この日本語の用語例ならば「その六月
を経過したときに解散する」という、
その「その」とは初めに欠格になった
日から起算するといふふうに私は解釈
するわけですが、この説明では、そう私
のように解釈するのが用語例からいへ
ば普通だと思ふ。そうだとすれば、今
言ったように、常時従事者でなくなつ
たというのを病気の場合は除外するとい
うお話なら、あなたの説明ですぐう
なづくのですよ。ところが、常時従事
者の解釈が、常時従事者という文字ど
おり解釈すれば、重病にでもかかった
場合常時従事者でないのだ、とりあえ
ず一時的でも、それが一時的でもその
常時従事者でなくなったのだから、そ
のときを起算に欠格の法人になつてお
るわけですね。六月月というゆとりが
あるから、潜在的な欠格法人になつ
ておるけれども、六月月のうちにその
常時従事者が一人という場合もある
し、二人という場合もある。そのとき
になおればいいけれども、六月月たて
ばなおるわけには病気のといふものは
かぬ。現実一年もかかっておる人も
あるし、特に胸の病気のといふものは二
年もかかってなおり切らないのがあ

る。そういうものは除外するのだとい
うのならば、そんならわかりますよ。
だけれども、それも普通の言葉からす
れば常時従事者じゃないのだから、そ
ういうときに六月月たつてもなおらな
いという、欠格してから六月月経過
して、この説明からすれば元のとお
りに戻らないから一たんは解散する。あ
とでもう一べん五人に満ちたときにや
り直しをしなければならぬ。まあ、関
連質問ですから長くかかつては悪いで
すが、それがどうしてもひどく心配に
なるのです。それから過日質問したの
ですが、今庄野局長がいみじくも答へ
られました。発起人の五人と、常
時従事者の五人とは違ふとおしや
る、私もそうだと思う。それで過日質
問したことは、発起人が農民五人以
上、こうなつております。その農民と
はどういうものをさしますかという質
問をしたのです。それは農林省の統計
でもいろいろなものがあるから、一年
のうち一日働いても農業従事者だと、
こういう統計のとり方もあるし、いや
一週間以上でなければだめだという統
計のとり方もある。といつて、一方か
らすれば新しく買入れるのは、まあ
指導上でありましてよくけれども、三反
から持つていなければ新しく増反する
ということは、農業委員会の指導上そ
ういふものを許さないというやり方な
んです。さまざまなんです、農民と
いう解釈は。そうすると、だから、
さっきのような私の質問が出てくるの
は、今発起人になる五人という人はど
ういうカテゴリーか知らぬけれども、
とにかく農民、二反持つていても農
民、こういうことになる。そこで、二
反持つていても農民となるから、だか

ら、発起人にはなるけれども、自分は
常時従事者にはならぬという場合も
あるとあるでしょう。だから、発起人は
五人そろつた、しかし、常時従事者は
五人ない、ここにはないといふことも
あり得るのです。あり得るから、それ
じや五人そろはなければならぬ。五
人、五人というの、両方が必要要件
なんです。発起人の五人といふのも必
要要件、常時従事者五人といふのも必
要要件、これが充実した場合に片方
も自然五人になるが、そうでない場合
もあるから、そこでその場合に常時従
事者のほうに四人であるといふことが
起きてきた場合でも、半年たてば五人
になり得るという場合には許可を初め
にするのだから、しないのだから
か。同時に、発起人は六人も七人も
あつても、常時従事者はだんだんよ
へ動めて、六人のところが三人しか常
時従事者がいないという場合もここに
想定できる。そういう場合には初め五
人あつて三人といふことになつた場
合であつてもあと六月月は猶予期間を
この説明ですんなり置いて、そこへ二
人なり三人なりといふのがプラスされ
る見込みがあれば、三人になつてもこ
れは法人としてちゃんと認めていくの
か、こういうところなんです。極端
に言つと、一人になるといふことも、
そんなことはないだろうと思ふけれど
も、法律議論をするにはそういう想定
ができるのです。それはここに書いて
あるから、あくまで五人になる見込み
といふものがありさえすれば、二人、
一人になつた場合であつても、それは
潜在主権的なものはずつとある、こう
いう解釈でいいんだらうか。私はそう
いう解釈ができそうなんですが、こ

の説明からすれば、どうですか。
○政府委員(坂村吉正君) おっしゃる
とおり、農協法の関係で申し上げま
すれば、五人というの、その農事組合
法人の組合員が五人以上といふこと
でございますから、そこで組合員とい
うのは、農協法にいういわゆる農民が
組合員だと、こういうことで農協法の
三条にございますから、そういうこ
とで、組合員でなくなった、いわゆる
組合員が欠けたという場合でございま
するが、たとえば脱退したとかある
は農民ではなくつたといふような場
合に、五人ではなくて、あるいは三人
なり二人になつたといふような場合
に、本来この趣旨からすれば、五人以
上といふことで考えておりますので、
当然そのときには解散をすべきであ
らう、そのときには消滅するんだとい
う考えが当然であらうとは思ひますけ
れども、それでは実際に合いません
ら、六月月間にくるかあとの者が入
るんだとか、あるいは組合員の充足が
いふことにしたわけでございます、こ
ういふ考え方でありまして、まあ
先ほどからいろいろ御質問ございま
すような、たとえば病気で寝ている
という場合には、これは農民でなくなつ
たといえないじゃないか。そういった
ますと、具体的な例としてはこれは
農民だから、ただ病気で寝ているん
ですから、組合員資格を失つたといふこ
とはいえないじゃないかといふふう
に考えております。だから、その点は
それでいいわけでございます、ただ、
農地の関係で、いわゆる農地法の特
例を認める条件として、常時従事とい
ういろいろ条件がございますから、その

関係はまた別でございますけれども、
組合としての関係は、ただいま私が申
上げたような関係でいいじゃないか
と思ひます。
○天田勝正君 それでいいのです。
○清澤俊彦君 それでその次に出てく
るのが、同じページのさっきのところ
になるのです。さっきお伺ひした常時
従事者とは、それからさつき私は伊
藤忠が常時従事者として資本を投資し
て入つてくる、こういう一つの表現を
したときに、それはいいんだと、これ
は構成員といふものは法人に土地を提
供した人たちが構成員だと、こうなつ
ているが、それはやはり要綱を見ま
すと、この与えられた法律要綱を見ま
すと、一ページの一番しまいのほうに、
その法人の構成は、すべてその法人に
土地を提供し、土地を売り渡し、貸付
等をなした個人またはとなつて、その
法人の業務に常時従事する個人であ
る。二つケースが構成員として許され
ておる。構成員たるものがござい
る。これは初め言つたときもそういう形にな
つておるので、そこでこれははつきり
しておるのですから、それであまりめ
んどやうなことをお伺ひすることはや
らないが、それと、これは構成員に常時
従事する者を含むことになるが、その
次を見ますと、ここには労働者を雇
入れることができるのです。何か
ずつとあとのほうにさういふことがあ
ると思ふのですが、ある定数を労働者
として雇ひ入れることができる。その
数が何分の一だかもあると思ひます。
ちよつとしまいのほうにいくとあると
思ひますが、これとの関係はどうなる
のですか。

以下と、それから構成員の労働は過半数以上、こういうことになります。やはりこれが自作農主義の一つの發展なり延長と、こういうられるゆえんでございます。

る。これは所有権を売り渡す場合もある。それが、今構成員のところでは、法人に農地に関する権利を提供する。これはそうに違いないので、農事組合の場合ですね、農協法に従って一人一権利、持ち株数によらないで、これはそうに違いないので

ういう農地法上の権利を提供して組合

員になるか、法人になるか、それからもう一つの、構成員は農地を提供して業務に従事する場合もありましよう、農地を提供しないが——組合の構成員となつて、その法人の事業に常時参加するところの構成員といふことになるか、法人になるか、それからいゝゆる会社法人の場合の議決権はどうなんでしょうか、農協と、同じ方法をとられるのですか、どうですか。農協は農協法によつてそういう特例が認められる。だが、普通株式等の場合において

なる。ただいまお説みになりましたように、農地を提供するか、常時従事する個人かと、こう二通りになるわけですね。その場合に、組合員にならないで、大体持ち株数によって一口一個の権利があるのか――あまりそういう商法は私はわかりませんからお伺いしているのですが、そういう場合はどうなんでしょうか。

る場合もあるわけでございます。それは構成員ではないわけであります。それで、いわゆる単なる雇用関係、その常時従事する構成員の働く割合が、法

法人は、各組合員は平等の議決権を持つ、これは農協法で当然でございますが、これが農地法の農業生産法人になるためには、常時従事する者が議決権

人においては法人の業務の二分の一以上を構成員が働いていなければならぬ、こういう規定がありまして、雇用労働は二分の一以下、こういうことに過半数を占めなければならぬ、こういうことになるわけでございます。それから有限会社は、原則として出資一口について一個の議決権を有する。

なりまします。その要件は新正対照表力
ベージの五号に、「その法人の事業を
行なうのに必要な労働力のうちその構
成員以外の者に依存する部分が省令で
定める基準をこえないこと」とこの省
令は二分の一、こういうことになるわ
ただし、定款で別段の定めをしたとき
には二〇一つの議決権、こういうこと
ができるわけでございますが、これも
農地法がかぶって参るわけでございま
して、出資一口について一個の議決権
が原則でございますが、議決権の過半

が持たなくちゃならぬ、これが法律上、農地法でそういうふうになっておるわけでございます。合名会社、合資会社、いずれも同じでございます。

○清澤俊英君　持ち株数は制限してあ

○政府委員(庄野五一郎君) 持ち株数という、株ではございません、株式会社ではございませんので。ただ、持ち分は、出資口数は制限いたしております。

ういう農地法上の権利を提供して組合

います。それが持たなくちゃ、農地法上のいわゆる特権でございますね、所有権を取得するとか、そういった許可はしない、こういうふうに制限してあるわけでございます。

○清澤俊英君　そうすると、やはりそれは逆の方法だが、やはり制限してありますね。成立の上には、制限してある、こう解釈していいわけですね。

○政府委員(庄野五二郎君)法律上、農

てないわけでございます。しかし、こ
れが農地法上の農業生産法人となつて
くる場合には、農地法上で制限してあ
るわけでございます。

○清澤俊英君　それは制限できるのでしようかね。そういう方で制限できるといふことは、構成員が過半数であっても、持ち口数というものが違

う。ところが、会社法によつては大
持ち口数でやるということになれ
ば、構成員が幾ら多くても持ち口数は
ふえるという形になるか、何か、そこ
が私はあまり法律がわからぬから割
り切れないものが残つておるのです。

から九ページの四号でございますが、「その法人の常時従事者たる構成員が、農事組合法人及び有限会社にあつては、その法人の議決権の過半数を保

こと。」ということが、この農地法上の農業生産法人として農地の権利主体になり得る要件になるわけでございます。

○清澤俊英君　その構成員の数の過半

には、一人一権利になるのだ、だから、構成員が多ければ、そこに議決権の優先権は認められる。今度は片方の会社法人になりました場合には、それ

が適用できないで、構成員だけが数が多くなっても、その議決権というものは口数でいくという場合には、これはもう会社法でそういうふうになっているんじゃないかと思うのですが、そう

形成できないのじゃないか、こういうことです。

○政府委員(庄野五一郎君) その農地法の、法律の四号は、常時雑事者ころ

構成員が、議決権の過半数を保有する、こういうことをいっておるわけでございますして、持ち株を持たなくちゃならぬとか、そういうことじゃない。

議決權の過半数を法人の常時従事者たる構成員が持つている場合に、農地法の権利主体にその法人がなり得る、こういうことですから、そういった御指摘のような法人については農地法上の許可はしないということに相なるわけ

○清澤俊英君　そうすると、ここからひとつはつきりしていきたいと思いますか。その会社法人からいって、ただ構成員だけで議決権が形成するの

これは始末はつかないと思う。

○政府委員(庄野五一郎君) 農事組合

おは荷貝の多麩洪ということになつて、口致二はつていふのすゑ、

れ自体が。農協法も多数決、一人一口、それから合資会社、合名会社についても業務の執行は無限責任社員の間半數をもつてこれを決する、こういうと、商法上なつておるわけでごさ、

ます。それからそれについては、四号は当然かぶってくるわけでございまして、社員の過半数を占めること、それから有価証券の出資一口につき一

す。ただし、その出資口数に應ずることとを原則として定款で別の定めをすることができるようで、定款で別の定

臨時従事者たる構成員が議決権の過半数を有するように定款で定めてきた場合に限つて農地法上の権利主体になつて許可をする、こういうことと用ゐる。

るわけであります。それをしてない農業生産法人たる有限会社には、農地法上の許可をしない、こういうことで規制しているわけであります。

○清澤俊英君　それでその次の五号で「専従役員以外の者に請求する事

分が省令で定める基準をこえないこと」となっている。ここの説明では、五分の一となつてゐると思ふのですが、さつきは二分の一だが、これはどうなんでしょうね。どれかのさっきのほうには五分の一になつてゐるやうに記憶してありましたが。

○政府委員(庄野五一郎君) 農地法上は、九ページの第五号のところは、「その法人の事業を行なうのに必要な労働力のうちその構成員以外の者に依存する部分が省令で定める基準をこえないこと」、政令で定める基準は、先ほどお答え申し上げましたように二分の一ということになりますので、構成員の労働力による部分が過半数を占めるということを原則にいたしております。

○清澤俊英君 あと始めたらたいへんですからここでひとつ切つて、二時間というのですから。

○委員長(梶原茂嘉君) 大体そういうお話し合いでありますから、さうにいたします。

(速記をとめて)

○委員長(梶原茂嘉君) 速記を起こして。

(速記中止)

○委員長(梶原茂嘉君) 速記を起こして。

本日はこの程度にいたします。

明後二日午前十時から委員会を開会する予定であります。

本日はこれで散会いたします。

午後四時四十五分散会

四月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願(第三〇二九号)(第三〇三三号)

一、果樹農業振興に関する請願(第三〇三三号)

○九八号(第三〇九九号)(第三一二一号)(第三一六二号)(第三二二五号)(第三二二六号)(第三二二七号)

一、ぶどう糖工業の育成措置に関する請願(第三二二二号)

一、食糧管理制度改革反対等に関する請願(第三二二八号)

一、昭和三十六年産水陸稲損害評価の適正化に関する請願(第三二二九号)

一、福岡県田川えぶり排水機の維持管理の県移管に関する請願(第三二九二号)

第三〇二九号 昭和三十七年四月十三日受理

外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 大阪市東住吉区加美橋町七四豊国製油株式会社 社取締役社長 今川金治

紹介議員 郡 祐一君

豊年製油株式会社は、世界最大の油脂コンツェルンである英国ユニレバー社と提携し「豊年リーバ」社を設立、日本において新たにマーガリン、ショートニング及びラードの生産販売を始めるため外資法による許可申請を行なつてゐるが、本件はわが国の中小企業を不当に圧迫し、産業秩序を著しくこわし、既存業者を危地におとしけるもので、国民生活に不利な利益を与えるものではないと認められるので、請願者等全国の製油業者は右事業の実現に対し業界あげて反対を決議し、関係各方面に対して猛烈な反対運動を展開してゐるところであるから、外資及び技術導入による右事業阻止につき、す

みやかに適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第三〇三〇号 昭和三十七年四月十三日受理

外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 大阪府池田市神田町一、三三六 吉村油化学株式会社内 高橋清祐外二名

紹介議員 武藤 常介君

この請願の趣旨は、第三〇二九号と同じである。

第三〇三二号 昭和三十七年四月十三日受理

外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市三反田一三三ノ一 明治油脂株式会社尼崎工場内 富井誠外二名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第三〇二九号と同じである。

第三〇三三号 昭和三十七年四月十三日受理

外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋江戸橋二ノ一 日新化工株式会社内 根岸璋江外一名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第三〇二九号と同じである。

第三〇三七号 昭和三十七年四月十三日受理

外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 福岡県山門郡瀬高町鷹田崎敏生外一名

紹介議員 武藤 常介君

この請願の趣旨は、第三〇二九号と同じである。

第三〇三九号 昭和三十七年四月十三日受理

外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋江戸橋二ノ一 日新化工株式会社内 岩橋一男外一名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第三〇二九号と同じである。

第三〇七八号 昭和三十七年四月十三日受理

外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市難波八条通五ノ六〇 有田有限会社 二色屋飲品工業所取締役社長 田中修

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第三〇二九号と同じである。

第三〇七九号 昭和三十七年四月十三日受理

外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋江戸橋二ノ一 日新化工株式会社内 岩橋一男外一名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第三〇二九号と同じである。

第三〇七九号 昭和三十七年四月十三日受理

外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋江戸橋二ノ一 日新化工株式会社内 岩橋一男外一名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第三〇二九号と同じである。

この請願の趣旨は、第三〇二九号と同じである。

第三〇八〇号 昭和三十七年四月十四日受理

外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 兵庫県西宮市甲子園口六ノ三二 合資会社大村油脂工業所内 寺本武夫外二名

この請願の趣旨は、第三〇二九号と同じである。

第三一〇〇号 昭和三十七年四月十六日受理

外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 東京都品川区大崎本町二ノ四一三 近江亀久治外一名

この請願の趣旨は、第三〇二九号と同じである。

第三一〇一号 昭和三十七年四月十六日受理

外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋箱崎町二ノ一三 六甲バスター株式会社東京営業所内 松田信之

この請願の趣旨は、第三〇二九号と同じである。

七日受理

第三一〇二号 昭和三十七年四月十六日受理

外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 横浜市港北区篠原町一七九二 石田順外一名

この請願の趣旨は、第三〇二九号と同じである。

第三一〇三号 昭和三十七年四月十六日受理

外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 大阪市東淀川区田川通五ノ六四 花岡正一外二名

この請願の趣旨は、第三〇二九号と同じである。

第三一五六号 昭和三十七年四月十七日受理

外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 千葉県市川市市川二ノ二四五ノ五 桜井基雄

この請願の趣旨は、第三〇二九号と同じである。

七日受理

第三一五八号 昭和三十七年四月十七日受理

外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋箱崎町二ノ一三 六甲バスター株式会社東京営業所内 平田武志

この請願の趣旨は、第三〇二九号と同じである。

第三一五九号 昭和三十七年四月十七日受理

外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区宇奈根町三〇一 荒川敷外一名

この請願の趣旨は、第三〇二九号と同じである。

第三二二三号 昭和三十七年四月十八日受理

外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 東京都文京区高田豊川町六〇 関野弘外一名

この請願の趣旨は、第三〇二九号と同じである。

この請願の趣旨は、第三〇二九号と同じである。

第三二二四号 昭和三十七年四月十八日受理

外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋浜町三ノ三〇 全国マーガリン製造協同組合内 松田正之助

この請願の趣旨は、第三〇二九号と同じである。

第三二二五号 昭和三十七年四月十八日受理

外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 福岡県山門郡瀬高町鷹食品工業株式会社内 古賀誠之外一名

この請願の趣旨は、第三〇二九号と同じである。

第三二二六号 昭和三十七年四月十八日受理

外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋江戸橋二ノ一 日新化工株式会社内 藤田寛

この請願の趣旨は、第三〇二九号と同じである。

この請願の趣旨は、第三〇二九号と同じである。

第三二五八号 昭和三十七年四月十九日受理

外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 東京都渋谷区千駄谷五ノ二五 株式会社三和食品工業所内 志田義夫外二名

この請願の趣旨は、第三〇二九号と同じである。

第三二五九号 昭和三十七年四月十九日受理

外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 大阪府豊中市榎本通七ノ一七二 ミルクマリン食品株式会社内 熊谷常一外二名

この請願の趣旨は、第三〇二九号と同じである。

第三二六〇号 昭和三十七年四月十九日受理

外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 東京都渋谷区上智町三〇 丸和油脂株式会社内 中川進平外一名

この請願の趣旨は、第三〇二九号と同じである。

のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 東京都葛飾区奥戸新町一、四六六 東糧産業株式会社代表取締役

井上賢治

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第三〇二九号と同じである。

第三二六一号 昭和三十七年四月十九日受理

外資及び技術導入による豊年リバー社のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 神戸市長田区達宮通四ノ一五 合資会社大村油脂工業所内 清井銀平外二名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第三〇二九号と同じである。

第三二七五号 昭和三十七年四月十九日受理

外資及び技術導入による豊年リバー社のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 横浜市港北区大豆戸町二二四 岩崎武外三十二名

紹介議員 梶原 茂嘉君

この請願の趣旨は、第三〇二九号と同じである。

第三〇三六号 昭和三十七年四月十九日受理

三日受理
解放農地補償に関する請願(二八八通)

請願者 長崎県南高来郡有明町湯江 宇土哲夫外四百二十名

紹介議員 藤野 繁雄君

昭和二十一年十月二十一日公布の自創法及び二十五年七月制定の強制譲渡令による農地改革がいかに冷酷無情な暴政であったかはすでに衆知のところである。今日農業基本法の制定により新しく充足しようとする農政の転換期に際し、占領下の改革によつてゆがめられた農村の社会的、経済的不公正を是正し、自由民主主義を基調とする新農村建設の第一歩として、農地補償の実現をはかるため、報償制度の早期確立を強く要請するとともに、その具体的措置として「農地被買収者等に対する交付金の交付に関する法律案」を今次国会に即時提出し、ぜひその成立を期せられたいとの請願。

第三〇三七号 昭和三十七年四月十三日受理

解放農地補償に関する請願(六十二通)

請願者 熊本県天草郡有明町赤寄 松本幸子外六十一名

紹介議員 下条 康廣君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三〇三八号 昭和三十七年四月十三日受理

解放農地補償に関する請願(百二十四通)

請願者 島根県仁多郡横田町大

字中村 植田勝四郎外百二十三名

紹介議員 山本 利寿君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三〇三九号 昭和三十七年四月十三日受理

解放農地補償に関する請願(三百六通)

請願者 熊本県下益城郡城南町赤見 伊津野隆外三百五十五名

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三〇四〇号 昭和三十七年四月十三日受理

解放農地補償に関する請願(四百四十通)

請願者 島根県出雲市大津町山田貞良外四百四十三名

紹介議員 佐野 広君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三〇四一号 昭和三十七年四月十三日受理

解放農地補償に関する請願(四十五通)

請願者 熊本県菊池郡泊城北村宮本誠司外四十四名

紹介議員 谷口弥三郎君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三〇四二号 昭和三十七年四月十九日受理

三日受理
解放農地補償に関する請願(五通)

請願者 熊本県菊池郡大津町大字矢護川 村山斎外四名

紹介議員 松野 鶴平君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三〇四三号 昭和三十七年四月十三日受理

解放農地補償に関する請願(五十四通)

請願者 熊本県菊池郡旧城北村松岡義輝外五十三名

紹介議員 野上 進君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三〇四八号 昭和三十七年四月十四日受理

解放農地補償に関する請願(百九十五通)

請願者 熊本県清水町室園二七五 大森偉一郎外百九十四名

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三〇四七号 昭和三十七年四月十四日受理

解放農地補償に関する請願(二百九十六通)

請願者 岐阜県本巣郡糸貫町石原川村てつ外二百九十五名

紹介議員 田中 啓一君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三一〇四号 昭和三十七年四月十六日受理

解放農地補償に関する請願(二百五十五通)

請願者 熊本県宇土市大字宇土四八四 横山喜治外二百五十四名

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三一〇五号 昭和三十七年四月十六日受理

解放農地補償に関する請願(六十三通)

請願者 静岡県浜松市三方原町九七七 永瀬保治外六十二名

紹介議員 太田 正孝君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三一〇六号 昭和三十七年四月十六日受理

解放農地補償に関する請願(五百五十五通)

請願者 福島県安達郡大玉村玉井字打方内 渡辺辰之介外五百四十九名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三一〇七号 昭和三十七年四月十六日受理

解放農地補償に関する請願（五百五十六通）

請願者 静岡縣榛原郡相良町松本四五一 畑治郎一外

五百五十五名

紹介議員 鈴木 万平君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三一〇八号 昭和三十七年四月十六日受理

解放農地補償に関する請願（千六百三十五通）

請願者 岡山県倉敷市連島町西町二二〇 矢部明正外

千六百三十四名

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三一〇九号 昭和三十七年四月十六日受理

解放農地補償に関する請願（五十通）

請願者 愛知県蒲郡市五井町中郷九二 大村賢次外

十九名

紹介議員 山本 米治君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三一一〇号 昭和三十七年四月十六日受理

解放農地補償に関する請願（百五通）

請願者 山形県飽海郡八幡町升田 村上勘平外

百四名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三一一一号 昭和三十七年四月十六日受理

解放農地補償に関する請願（百十八通）

請願者 愛知県渥美郡渥美町向山 石井勇外

百十七名

紹介議員 杉浦 武雄君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三一一二号 昭和三十七年四月十六日受理

解放農地補償に関する請願（百三十五通）

請願者 長野県飯山市常盤 小出幸一郎外

百三十四名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三一一三号 昭和三十七年四月十六日受理

解放農地補償に関する請願（百九十九通）

請願者 鳥取県米子市観音寺二

一八名

紹介議員 手島 栄君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三一一四号 昭和三十七年四月十六日受理

解放農地補償に関する請願（百四通）

請願者 群馬県勢多郡城南村泉沢八一九 新保真清外

百三名

紹介議員 木暮武太夫君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三一一五号 昭和三十七年四月十六日受理

解放農地補償に関する請願（七十二通）

請願者 大阪府岸和田市摩湯町黒川政雄外

七十名

紹介議員 大川 光三君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三一一六号 昭和三十七年四月十六日受理

解放農地補償に関する請願（百四十通）

請願者 愛知県丹羽郡大口村大字豊 田社本仁左エ門

外百三十九名

紹介議員 大谷 賢雄君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三一一七号 昭和三十七年四月十六日受理

解放農地補償に関する請願（百十八通）

請願者 福島県会津若松市神指町字橋本一、三四八

坂内善蔵外

百六十四名

紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三一一八号 昭和三十七年四月十六日受理

解放農地補償に関する請願（四百三十三通）

請願者 岐阜県羽島郡笠松町中新町 田中良一外

四百四十二名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三一一九号 昭和三十七年四月十六日受理

解放農地補償に関する請願（十通）

請願者 和歌山県西牟婁郡上富田町朝米一九三 井谷勝蔵外

九名

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三一二〇号 昭和三十七年四月十六日受理

解放農地補償に関する請願（五通）

請願者 山梨県東山梨郡三富村萩原幸平外

四名

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三一二〇号 昭和三十七年四月十七日受理

解放農地補償に関する請願（百二十二通）

請願者 熊本県菊池郡大津町大字杉水 宮道道生外

百二十一名

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三二一九号 昭和三十七年四月十七日受理

解放農地補償に関する請願

請願者 福島県白河市年貢町石倉忠蔵

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三二二〇号 昭和三十七年四月十七日受理

解放農地補償に関する請願

請願者 宮城県栗原市山ノ寺九

一ノ一 面山千岳外

二名

紹介議員 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三二二一号 昭和三十七年四月十七日受理

解放農地補償に関する請願（四十一通）

請願者 大分県宇佐郡長洲町大字金屋 南一広外

百六名

紹介議員 一松 定吉君

第三二二二号 昭和三十七年四月十七日受理

解放農地補償に関する請願(四十二通)

請願者 大分県北海部郡坂ノ市町細 羽田野直外四十

一名

紹介議員 村上 春蔵君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三二二七号 昭和三十七年四月十八日受理

解放農地補償に関する請願(百八十九通)

請願者 熊本県球磨郡深田村北三八四 桑原薫外百八十八名

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三二二八号 昭和三十七年四月十八日受理

解放農地補償に関する請願(百十四通)

請願者 香川県三豊郡高瀬町比地 三崎忠男外百五十七名

紹介議員 津島 寿一君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三二二九号 昭和三十七年四月十八日受理

解放農地補償に関する請願(六通)

請願者 滋賀県彦根市高宮町一〇二 中村利八外五百三十九名

第三二六二号 昭和三十七年四月十九日受理

解放農地補償に関する請願(三百一通)

請願者 熊本県玉名市大浜町七九二 前田鶴重外三百

名

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三二六九号 昭和三十七年四月十九日受理

解放農地補償に関する請願

請願者 秋田県能代市仁井田 浅野礼孝

紹介議員 松野 孝一君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三二七〇号 昭和三十七年四月十九日受理

解放農地補償に関する請願

請願者 三重県阿山郡阿山村大字馬場九七四ノ一 神田要太郎外十八名

紹介議員 斎藤 昇君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三二七一号 昭和三十七年四月十九日受理

解放農地補償に関する請願(三通)

請願者 愛知県豊川市中条町大道一六ノ二 永田三勝

第三二七二号 昭和三十七年四月十九日受理

解放農地補償に関する請願(十六通)

請願者 熊本県飽託郡飽田村字護藤三、四九四 北原

清喜外十五名

紹介議員 野上 進君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三二七三号 昭和三十七年四月十九日受理

解放農地補償に関する請願(十八通)

請願者 千葉県木更津市高柳二、七七八ノ二 鈴木

猛外十七名

紹介議員 小沢久太郎君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三二七四号 昭和三十七年四月十九日受理

解放農地補償に関する請願(五百七十八通)

請願者 愛知県海部郡佐屋町須依 大河内直衛外七百六名

紹介議員 青柳 秀夫君

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。

第三〇四四号 昭和三十七年四月十三日受理

農業協同組合合併助成法の援助措置を同法制定前の合併組合にそ及適用するの請願

請願者 徳島市寺島本町徳島県農業協同組合中央会会長 井口貞夫

紹介議員 紅露 みつ君

農業協同組合合併助成法の制定にあたり、この法律制定前五箇年以内に農業協同組合整備特別措置法による行政の勧告をうけて合併した組合に、同助成法の援助措置をそ及適用するよう強く要請した結果、農業協同組合整備特別措置法に基づいてすでに合併した組合に対し、合併の成果を維持向上させるために特別の助成措置を講ずべき旨の「農業協同組合合併助成法に対する附帯決議」が行なわれたが、その後における国の施策実施の面において、同助成法に対する附帯決議が具体化されず、はなはだ遺憾であるから、この附帯決議の趣旨に基づき、同助成法制定前にすでに合併を行なつた組合に対し、同助成法に規定する援助措置を、そ及適用する措置を講ぜられたいとの請願。

第三〇九〇号 昭和三十七年四月十四日受理

大分県大野郡の昭和三十六年度水陸稲

の損害評価認定高に関する請願

請願者

大分県大野郡三重町大
野郡農業共済組合協議
会内 後藤高志外八名
紹介議員 矢嶋 三義君

農林省並びに農業共済組合連合会の発表による大分県大野郡の昭和三十六年産水陸稲の損害評価認定高は、同郡の損害評価の実態とははなはだしく相違し、農業災害補償法の本旨に反することは明らかで、農家の不信、不満、激こうははかり知れないものがあり、このような認定には絶対承服できないから、県連合会においては再度農林省並びに統計事務所等に交渉して、実情に即した認定高を獲得するよう要望するものであるから、これが実現のため特段の配慮をせられたいとの請願。

第三〇九八号 昭和三十七年四月十日受理

果樹農業振興に関する請願

請願者

北海道松前郡松前町大
津一〇 和田嘉一郎

紹介議員 井川 伊平君

わが国の農業は、特殊な生産機構と弱い経済力の上に立つて、もっぱら労力的集約生産であり、国内生産機構と異なる機構により生産される国外果物との競合は、日本果樹農業の盛衰を支配することは明白である。日本の果樹農業中重要なりんご栽培は漸次発展し、経済的にも技術的にもその進境を示し、貯蔵技術等も進み、りんごは通年消費に供される重要な果物となつていくが、自由化果物中主要なバナナとは完全に競合するもので、その影響を受ける点では国内果物のなかでもつと

もはなはだしいものである。日本果樹農業振興の重要性にかんがみ、バナナ等の輸入を自由化するについては、外国果物生産と競争のできる時期までこれを差し止めるよう配慮せられたいとの請願。

第三〇九九号 昭和三十七年四月十日受理

果樹農業振興に関する請願

請願者

愛媛県宇和郡城辺町
深浦一〇一 西口昌寿

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第三〇九八号と同じである。

第三一一二号 昭和三十七年四月十日受理

果樹農業振興に関する請願

請願者

宮城県本吉郡津山町横
山本町七四ノ一 後藤
昇一

紹介議員 村松 久義君

この請願の趣旨は、第三〇九八号と同じである。

第三一六一号 昭和三十七年四月十日受理

果樹農業振興に関する請願

請願者

北海道雨竜郡深川町蓬
菜町二丁目 柴崎道太
郎

紹介議員 東 隆君

この請願の趣旨は、第三〇九八号と同じである。

じである。

第三二一五号 昭和三十七年四月十日受理

果樹農業振興に関する請願

請願者

青森県三沢市花園町
中川原美

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第三〇九八号と同じである。

第三二一六号 昭和三十七年四月十日受理

果樹農業振興に関する請願

請願者

群馬県利根郡水上町湯
原 新井秀士

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第三〇九八号と同じである。

第三二一七号 昭和三十七年四月十日受理

果樹農業振興に関する請願(二通)

請願者

群馬県吾妻郡吾妻町三
島四六三

紹介議員 田中武一外一名

この請願の趣旨は、第三〇九八号と同じである。

第三二二二号 昭和三十七年四月十日受理

ぶどう糖工業の育成措置に関する請願

請願者

東京都中央区日本橋茅
場町二ノ一全国葡萄酒
育成反対期成同盟内

原野一夫

紹介議員 杉浦 武雄君

政府は、昭和三十三年わが国のでんぶんの消費拡大としての新規用途開拓とあわせて農家経済の安定のため、ぶどう糖工業の育成を採り上げ幾多の措置を講じてきたのであるが、その反面、これらの保護育成措置は逆に水飴、普通ぶどう糖を圧迫する結果となり、このまま推移するならば、政府の方針であるでんぶんの消費拡大と国内甘味の発展に貢献してきた水飴専業者に致命的な打撃を与えることは明白であるから、ぶどう糖工業に対する育成措置を撤廃せられたい。もし、撤廃が困難な場合は、水飴ならびに育成対象外のぶどう糖生産者に対しても育成ぶどう糖と同じく助成振興策を講ぜられたいとの請願。

第三二一八号 昭和三十七年四月十日受理

食糧管理制度改正反対等に関する請願(十九通)

請願者

秋田県平鹿郡十文字町
本町並木 菊池チヨ外
九十五名

紹介議員 鈴木 寿君

現行の食糧管理制度が国民経済の安定と主要食糧の需給確保に果たしている役割りは大きなものがある。しかるに河野農相をはじめとする食糧管理制度の改正構想は、米の統制をはずし、自由米制度を取り入れ、農民を中心とする日本農業発展の政策を投げ捨て、大資本のための農業に作り変えようとするものである。したがって、もしこのような改正が行なわれたならば、農民

はもちろん、消費者大衆の生活はますます不安定となり、貧困は拡大するから、すみやかに「河野構想」を撤回し、農民、労働者の生活向上が図られる農政を推進せられたいとの請願。

第三二九一号 昭和三十七年四月十日受理

昭和三十六年産水陸稲損害評価の適正化に関する請願

請願者

大分市昭和通り農業会
館内 野村隆外千八百
九十名

紹介議員 矢嶋 三義君

農業災害補償法に基づく農作物共済事業の損害評価高の認定基礎は、統計調査事務所の調査、査定する資料によつては、昭和三十六年産水稲に対する被害調査は、正確に行なわれたものとは言いがたく、その上米端の出先機関で調査、査定した指数が上級機関によつて大幅の修正を加えられたとのことである。これに反し、農業共済組合連合会の評価高は、共済団体損害評価機構六千名の総力をあけて評価したものであり、これが適正な評価高と確信するから、すみやかに実態につき再調査を実施して、評価高の修正を行なわれたいとの請願。

第三二九二号 昭和三十七年四月十日受理

福岡県田川えぶり排水機の維持管理の県移管に関する請願

請願者

福岡県遠賀郡水巻町長
西尾司外一名
紹介議員 吉田 法晴君

福岡県曲川えぶり排水機の維持管理費は、日本炭鉱株式会社と大正鉱業株式会社が分担してきたが、炭界の不況によつてこれが困難になり、大正K・Kでは本年二月以来、維持費の大部分を占める電力料金の支払いにさえ支障をきたしている事実である。その上、日炭、大正ともに、関係農地のほとんどが復旧され、鉱害補償の問題が解決した現在、いつまでも本排水機の維持管理費を負担することは当初のいきさつから考慮して至難であるとの意向を水巻町当局に伝え、町のあつせんで早急に維持管理一切を県に移管するよう要望している。今後のえぶり排水機の操業が大いに心配される次第であるから、県においてこれが維持管理にあたるよう取り計らわれないとの請願。

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、農業災害補償法の一部を改正する法律案（第三十九回国会内閣送付、継続案件）

昭和三十七年五月十日印刷

昭和三十七年五月十一日発行

参議院事務局

印刷者

大蔵省印刷局